

宮城県いじめ防止対策調査委員会第14回特別部会（平成30年12月諮問分）
議事録

令和2年7月8日（水）18:00～20:30
宮城県庁（行政庁舎）11階 第二会議室

<特別部会委員>

長谷川 啓三部会長，奥山 優佳委員，北島 みどり委員，神 春美委員，
内藤 裕子委員，細川 潔委員

<県教育委員会>

遠藤 浩高校教育課長

（資料の確認）

（事務局紹介）

<1 開会>

（1）部会長挨拶

久しぶりに、実際にお目にかかって会議ができますことを、大変うれしく思う。

政府の方針で、新しい生活スタイルが呼び掛けられており、私たちも、この間、どのような会議の持ち方があるのかを考えて、今日を迎えたところである。

今日は、そういう過程の中で、遠方から、御出席いただいた委員にもお礼を申し上げたい。

今日一日、中身のある議論に御協力いただきたい。

（進行は部会長が行う）

（2）確認事項

イ 再開に当たって

ロ 前回までの進行状況の確認

・報告書及び章立てごとの検討状況について

ハ 本日の検討事項について

・事実確認及び検証について

（長谷川部会長）

これから、確認事項に入る。まず、4月14日に特別部会の開催を予定していたが、3か月ぶりの開催となった。この間も、第三者委員会で、どのように審議を進めるか検討してきた。宮城県としては、最初の第三者委員会というケースでもあることから、私たちとしては、慎重かつ迅速に審議してきたが、新型コロナウイルスの影響で、スピードとしては、鈍ったかもしれない。今後、委員から御協力を得ながら、慎重かつ迅速に審議をすすめたい。今、私たちの一番の目標は、報告書を書き上げることである。その目標に向かうとともに、中身のある報告書としたい。

次に進行状況の確認であるが、前回までの審議で、報告書を6章立てとすることとした。第2章は、かなり膨大な量であり、関係の先生方、調査に御協力いただいた生徒の証言から、事実関係を審議してきた。第3章では、その事実関係に関わる検証、因果関係を審議している。第4章及び第5章で、学校及び教育委員会の対応について審議することとしている。第6章では、今後のための提言について審議することとしている。

本日は、そのような議論を踏まえ、事実関係の再確認と、事実関係に関わる検証を、中心に議

論したい。

委員には、活発に御意見を発表いただき、部会としての方向性の決定に、御協力いただきたい。

(会議の公開・非公開の確認)

(長谷川部会長)

それでは、本会議の公開・非公開について確認したい。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生じる場合には、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により一部公開又は非公開とすることができる。

2の「審議」以降については、個人情報が含まれることから、非公開が適切と考えているが、委員の皆様いかがか。

(異議なし)

(長谷川部会長)

それでは、2の「審議」以降は非公開で行うこととする。

ここからは、非公開とするため、報道、傍聴の方々は御退出願いたい。御協力をお願いしたい。

なお、会議が終了してから、20分後に、報道機関に対する記者会見をこの場において行う予定である。会見には私が出席するので、他の委員への個別の取材は御遠慮願いたい。また、県教育委員会からも、担当者が同席する予定である。

では、暫時休憩とする。

(報道、傍聴者退室)

(以下、非公開)

< 2 審議 >

- (1) 宮城県いじめ防止対策調査委員会（令和2年3月27日）について
- (2) 報告書について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

< 3 その他 >

< 4 閉会 >